

(三) 居住者又は非居住者が資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該資本取引の内容等をその都度大蔵大臣に報告しなければならないこととした。ただし、銀行等、証券会社及び大蔵大臣に届出を行つた者と取引を行つた場合には報告を不要とし、また、銀行等、証券会社、大蔵大臣に届出を行つた者及び金融先物取引業者は一定の期間内の資本取引について一括して報告することができるとした。(第五五条の三、第六五一条の四関係)

(四) 大蔵大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、外國為替業務を行う者のうち、相当規模のものを行う者として政令で定めるものに対し、当該外國為替業務に関する事項(第五五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く)についての報告を求めることができることとした。(第五五条の七関係)

(五) この法律は、平成二〇〇〇年四月一日から施行することとした。

◇空港整備法の一部を改正する法律(法律第六〇号)(運輸省)

I 共用飛行場における工事費用の負担等

II 運輸大臣が自衛隊の設置する飛行場(空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下「共用飛行場」という)において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国が三分の二を、当該共用飛行場の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担することとした。(附則第二項関係)

(六) 第二種空港及び第三種空港における工事費用の負担等の特例等
H 地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理す

る第三種空港において、当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事等を施行することができることとした。(附則第五項関係)

(七) Hの工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものとして政令で定めるものに対し、国は、予算の範囲内で、その工事に要する費用の一〇〇分の四〇以内を当該工事を施行する地方公共団体に対して補助することができるとした。(附則第六項関係)

(八) Hの工事のため取得した土地等は、地方公共団体に帰属することとした。(附則第七項関係)

(九) 国は、当分の間、地方公共団体に対し、Hの工事のための費用に充てる資金について、予算の範囲内において、Hにより国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができるとした。(附則第一〇項、第一六項及び第二〇項関係)

(十) この法律は、公布の日から施行することとした。

(十一) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇空港整備法施行令等の一部を改正する政令(政令第一七七号)(運輸省)

一 空港整備法施行令の一部改正(第一項関係)

1 空港整備法(以下「法」という)附則第二項の共用飛行場は、札幌飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とすることとした。

2 災害復旧工事の定義及び災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置に関する規定を共用飛行場について準用するものとした。

3 国は、北海道の区域内の共用飛行場については、法附則第二項の工事に要する費用の一〇〇分の八五を負担するものとすることとした。

(二) 後進地域の開発に関する公事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正(第二条関係)

後進地域の開発に関する公事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(第二条第二項に規定する政令で定める事業に公用飛行場の施設の新設又は改良の工事に関する事業を追加することとした)。

(三) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための國の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正(第三条関係)

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための國の財政上の特別措置に関する法律(第二条に規定する政令で定める事業に公用飛行場の施設の新設又は改良の工事に関する事業を追加することとした)。

(四) この政令は、公布の日から施行することとした。

四

この政令は、公布の日から施行することとした。

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成九年五月二十三日

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

御名御璽

法 律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

法律第五十九号

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

平成九年五月二十三日